

# 韓国知的財産ニュース 2024年12月前半

(No. 522)

発行年月日：2025年1月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、12月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206161）
- 1-2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2206204）
- 1-3 【立法予告】特許庁とその所属機関職制の一部改正令案の立法予告（行政安全部公告第2024-1726号）
- 1-4 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2206368）
- 1-5 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第2024-264号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2024生活発明コリア」の授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁、カーボンニュートラルの実現に向け韓国化学研究院と意見交換を実施
- 2-3 韓国特許庁、「2024年WIPOサービス説明会」を開催
- 2-4 韓国特許庁特許審判院、審判制度の改善に向け大田（テジョン）地域の弁理士と懇談会を実施
- 2-5 韓国国際知識財産研修院、「2025年上半年期弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集
- 2-6 韓国特許庁、職員向け生成型AI活用教育を実施
- 2-7 韓日中特許庁長官会合で3国が「知財協力10年ビジョン」の履行計画を承認
- 2-8 韓国特許庁、「2024IPスタートアップデモデー」を開催
- 2-9 韓国特許庁、特別支援学校教員向け発明教育コースの優秀修了者に表彰状を授与
- 2-10 韓国特許庁、ECサイトと正しい知財権表示の定着に向けた成果報告会

を実施

- 2-11 韓国特許庁、EV充電インフラ専門企業を訪問
- 2-12 韓国特許庁、「特許路オーブンイノベーションカンファレンス 2024」を開催
- 2-13 韓国特許庁、知財権のリーガルステータスに係る情報 500 万件を公開
- 2-14 韓国国際知識財産研修院、「第 4 回知財学士取得の体験手記コンテスト」の授賞式を開催
- 2-15 韓国特許庁、地域経済の活性化に向け蔚山(ウルサン)の中小企業・個人事業者を訪問

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、「海外知財権紛争対応の支援事業」の優秀事例セミナーを開催

#### デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 海外販売業者による模倣品流通への取締強化に向けた「商標法改正案」が国会で成立
- 4-2 韓国特許庁、中国上海進出の韓国企業と商標権保護に向けて意見交換を実施

#### その他一般

- 5-1 500 万番目の PCT 国際出願の公開特許公報は「サムスン電子」のスマホカメラの画質改善関連技術
- 5-2 世界的に IoT 関連標準必須特許の出願件数が急増…韓国がトップ

### 法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206161）

議案情報システム（2024.12.3.）

議案番号：2206161

提案日：2024 年 12 月 3 日

提案者：パク・サンウン議員（国民の力）外 10 人

## **提案理由及び主要内容**

現行法では、産業技術の流出防止及び保護、国家コア技術の指定・変更及び解除に関する事項を審議するために産業技術保護委員会を設置するよう定めている。

しかし、産業技術保護委員会と産業通商資源部による産業技術の流出防止に向けた政策があるにも関わらず、国家コア技術をはじめ産業技術の流出が相次ぎ、国民経済に大きな影響を与えていたため、産業技術の流出防止と保護に係る業務を専担する専門組織の設置と人材が必要だと意見が提起されている。

従って、産業技術の流出防止及び保護に係る業務を専門的に支援するために国家技術安保院を設置させることにより、産業技術をより効果的に保護することで国内産業の競争力を強化し国の安全保障と国民経済への発展に寄与する目的である（案第7条の2の新設等）。

法律第 号

## **産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案**

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2章に第7条の2を次のように新設する。

第7条の2（国家技術安保院の設置等）①産業通商資源部長官は産業技術の流出防止及び保護に関する事項を専門的に支援するために国家技術安保院（以下、「技術安保院」とする）を設立する。

②技術安保院は法人とする。

③技術安保院はその主な事務所の所在地において設立登記を行うことで成立する。

④技術安保院は次の各号の事業を行う。

1. 産業技術の流出防止及び保護のための資料の開発及び政策の分析
2. 総合計画の策定への支援
3. 第8条に基づく保護指針の制定及び修正への支援に係る事項
4. 第9条に基づく国家コア技術の指定・変更及び解除の審議に係る支援
5. 第11条の規定に基づく国家コア技術の輸出への承認等審議に係る支援
6. 第11条の2に基づく国家コア技術を保有する対象機関の海外買収・合併等の審議に係る支援
7. その他産業技術の流出防止及び保護に関連して産業通商資源部長官が必要だと認める業務

⑤産業通商資源部長官は予算の範囲内で技術安保院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑥同法による技術安保院ではない者は国家技術安保院又はこれと類似する名称を使用することができない。

⑦技術安保院に関して同法又は「公共機関の運営に関する法律」で定めた事項外には「民法」の中の財団法人に関する規定を準用する。

⑧産業通商資源部長官は技術安保院による業務を指導・監督する。

第39条第1項第1号から第3号までをそれぞれ第2号から第4号までにし、同項に第1号を次のように新設する。

1. 第7条の2第6項を違反して国家技術安保院の名称を使用した者

## 附 則

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

1-2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2206204）

議案情報システム（2024.12.4.）

議案番号：2206204

提案日：2024年12月4日

提案者：政府

### 提案理由及び主要内容

国内で海外模倣品をインターネット等から直接購入する消費者が増えていることから、海外模倣品が国内に供給されることを防ぐための法的根拠を明確にするために「商標の使用」に係る行為に「外国で商品又は商品の包装に商標を表示したものについて運送業者等他人を介して国内に供給する行為」を追加する目的である。

法律第 号

### 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号ハ目をニ目に改め、同号にハ目を次のように新設する。

ハ. 外国で商品又は商品の包装に商標を表示したものについて運送業者等他人を介して国内に供給する行為

## 附 則

この法律は、公布した日から施行する。

1－3 【立法予告】特許庁とその所属機関職制の一部改正令案の立法予告（行政安全部  
公告第 2024-1726 号）

電子官報（2024.12.4.）

行政安全部公告第 2024-1725 号

特許庁とその所属機関職制の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要  
内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基  
づいて次のとおり公告します。

2024 年 12 月 4 日

行政安全部長官

### 特許庁とその所属機関職制の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由及び主要内容

特許庁に一時的組織として設置した半導体審査推進団についてこれまでの評価結果に  
より、常時組織に転換し、特許庁に対し不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵  
害及び営業秘密の侵害行為に係る取締業務を遂行させるために増員した評価対象の定員  
5 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 4 名）についてこれまでの評価結果により、評価対象から  
除外する一方、

政府組織全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画  
により、国政課題・政策懸案等の推進に人員を活用するために、特許庁の定員 16 名（5 級  
10 名、6 級 4 名、7 級 1 名、8 級 1 名）を削減する目的である。

#### 2. 意見提出

この改正案について意見のある機関・団体又は個人は 2024 年 12 月 9 日までに統合立  
法予告センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項  
を記載した意見書を行政安全部長官に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇世宗特別自治市トウム 6 路 42 政府世宗庁舎中央棟 1319 号、行政安全部組織診断課

電子郵便 : cube363@korea.kr

Fax : (044) 204-8923

### 3. その他事項

改正案に関する詳細は、行政安全部組織診断課（電話：(044) 205-2333、Fax：(044) 204-8923）にお問い合わせください。

1 - 4 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2206368）

議案情報システム（2024. 12. 10.）

議案番号：2206368

提案日：2024 年 12 月 10 日

提案者：キム・ウォニ議員（共に民主党）外 10 人

### 提案理由及び主要内容

現行の制度では、無権利者が特定のデザインに対しデザイン登録出願をしてデザイン登録を受けた場合、正当な権利者は登録無効審判を提起して裁判所による判決を受けてから当該のデザイン権に対し再出願をしなければならない。

このような複雑な手続きには長時間がかかるだけではなく行政費用もかかるため、正当な権利者がより効率的にデザイン権行使できるよう制度を見直す必要があるとの指摘が提起されていた。

特許権の場合、「特許権の移転請求」制度を実施することで、無権利者により盗用された特許権を取り戻す際には、登録無効審判を行うことなく正当な権利者に対し直ちに特許権を移転するようにしている。

従って、改正案は、デザイン権において正当な権利者が盗用されたデザイン権をより迅速に取り戻すことができるよう「デザイン権の移転請求」に係る法的根拠を設ける目的である。

また、正当な権利者に移転されたデザイン権に対し無効審判の請求を認めないことで登録無効審判を制限し、正当な権利者に移転されたデザイン権のデザイン登録証を正当な権利者の名義で再発行することで正当な権利者に対する効率的な救済手段を設ける。

一方、権利移転の登録の前に無権利者によるデザイン登録という無効の事由に該当していることを知らずに実施事業をしているか準備する際には、通常実施権を認めることで、善意の無権利者を保護しつつその実施により作られたデザインの物品が産業の発展

に寄与するとの法目的の趣旨に合わせる目的である（案第 96 条の 2 及び第 100 条の 2 の新設等）。

法律第 号

## デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 89 条に第 3 項を次のように新設する。

③特許庁長は第 96 条の 2 第 2 項に基づきデザイン権が移転登録された場合、登録証を新しく発行しなければならない。

第 96 条の 2 を次のように新設する。

第 96 条の 2 （デザイン権の移転請求）①デザイン登録が第 121 条第 1 項第 1 号の本文に該当する場合において、デザイン登録を受けることができる権利を持つ者は裁判所にデザイン登録の移転（デザイン登録を受けることができる権利が共有の場合はその持分の移転のことを指す）を請求することができる。

②第 1 項の請求に基づいてデザイン権が移転登録された場合には、次の各号の権利はそのデザイン権が設定登録された日から移転登録を受けた者にあることとみなす。

1. 当該のデザイン権

2. 第 53 条第 2 項に基づく補償金の支給に係る請求権

③第 1 項の請求により共有のデザイン権の持ち分を移転する場合には、第 96 条第 2 項にも関わらず他の共有者からの同意がなくてもその持分を移転することができる。

第 100 条の 2 を次のように新設する。

第 100 条の 2 （デザイン権の移転請求による移転登録前の実施による通常実施権）①次の各号のいずれかに該当する者が第 96 条の 2 第 2 項に基づくデザイン権の移転登録がある前に当該のデザイン登録が第 121 条第 1 項第 1 号の本文に該当することを知らずに国内で当該のデザインに係る実施事業をしているかそれを準備している場合には、その実施若しくは準備をしているデザイン及び事業目的の範囲でそのデザイン権に対する通常実施権を持つ。

1. 移転登録されたデザイン登録の原デザイン権者

2. 移転登録されたデザイン権に対し移転登録の当時に既に専用実施権若しくは通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。但し、第 104 条第 2 項に基づく通常実施権を取得した者に対しては登録を必要としない。

②第 1 項に基づき通常実施権を持つ者は移転登録されたデザイン権者に対し相当の対価を支給しなければならない。

第 121 条第 1 項各号外の部分の前段の中「利害関係者」を「利害関係者（第 1 号の本文においてはデザイン登録を受けることができる権利を持つ者に限る）」に改め、同項第 1 号の中「同行の但し書に基づきデザイン登録を受けることができない場合」を「第 39 条を違反した場合」に改め、同号に但し書きを次のように新設する。

但し書、第 96 条の 2 第 2 項に基づき移転登録された場合を除く

第 121 条第 1 項第 2 号の中「第 27 条」を「第 3 条第 1 項の但し書に基づきデザイン登録を受けることができない場合若しくは第 27 条」に、「第 35 条まで、第 39 条」を「第 35 条まで」に改める。

## 附 則

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（デザイン権の移転請求に関する適用例）第 96 条の 2 の改正規定は、同法の施行以降設定登録された無権利者によるデザイン権から適用する。

1－5 【立法预告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案の立法预告（特許庁公告第 2024-264 号）

電子官報（2024.12.12.）

特許庁公告第 2024-264 号

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案を立法预告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 12 月 12 日

特許庁長

### 「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案の立法预告

#### 1. 改正理由及び主要内容

特許庁に一時的組織として設置した半導体審査推進団についてこれまでの評価結果により、常時組織に転換し、総額人件費制を活用して設置した半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム、半導体製造装備審査チームの存続期間を 2024 年 12 月 31 日から 2026 年 12 月 31 日まで 2 年延長し、特許庁に対し不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密の侵害行為に係る取締業務を遂行させるために増員した評価対象の定員 5 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 4 名）についてこれまでの評価結果により、評

価対象から除外し、特許審査業務を遂行するために増員した評価対象の定員 38 名（4 級又は 5 級 10 名、6 級 28 名）及び商標デザイン審査業務を遂行するために増員した評価対象の定員 17 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 16 名）の評価期間についてこれまでの評価結果によりそれぞれ 2024 年 12 月 31 日から 2025 年 12 月 31 日まで 1 年間延長する一方、

政府組織全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画により、国政課題・政策懸案等の推進に人員を活用するために、特許庁の定員 16 名（5 級 10 名、6 級 4 名、7 級 1 名、8 級 1 名）を削減する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第 00000 号、2024 年 00 月 00 日公布、2024 年 00 月 00 日施行）されることにより、変更される事項を反映し、総額人件費制を活用して運営した特許庁ソウル事務所の定員 1 名（9 級 1 名）を削減する目的である。

## 2. 意見提出

この改正案について意見のある機関・団体又は個人は 2024 年 12 月 19 日までに国民参加立法予告センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁革新行政担当官（〒35208）

電子郵便 : kkh9012@korea.kr

Fax : (042) 472-3504

## 3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ホームページ (<https://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計>法令及び条約>立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話：(042) 481-5054）にお問い合わせください。

### 関係機関の動き

#### 2-1 韓国特許庁、「2024 生活発明コリア」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2024. 12. 2.)

「車用チャイルドシートのフットレスト」の発明が大統領賞を受賞

韓国特許庁が主催し韓国女性発明協会が主管する「2024 生活発明コリア」の授賞式が 12 月 2 日月曜日、科学技術コンベンションセンター（ソウル市江南区所在）にて開かれた。今年最高の女性生活発明アイデアに選ばれた「自動車用チャイルドシートのフットレスト」を発明したキム・ジニョン、キム・スヒヨン、オ・ゴウン氏が大統領賞を受賞した。

授賞式には、キム・ワンギ特許庁長、キム・スンソン韓国女性発明協会会長をはじめ、さまざまな知財関係機関、受賞者、一般参加者など約 150 名が参加した。

今年で 11 回目を迎えた「生活発明コリア」は、女性観点で生活密着型製品のアイデアを発掘して女性の雇用創出に寄与する事業である。今年は 1,685 件のアイデアが応募され、書類選考、先行技術調査、製作適合性の評価等、3 段階にわたる審査を経て受賞候補作 50 件が選ばれた。

受賞候補作は、今年 8 月から 3 か月間にわたりデザインや試作品の開発、出願などの支援を受け、国民参加型審査と専門家による審査を経て最終的に 35 件が受賞作として選ばれた。

#### 【自動車用チャイルドシートのフットレスト（キム・ジュニョン外 2 名）が大統領賞を受賞】

大統領賞は、チャイルドシートに長時間座っているときに子どもの足や膝への負担を軽減させる「チャイルドシートのフットレスト」を発明したキム・ジニョン、キム・スヒヨン、オ・ゴウン氏が受賞した。

この製品は、子どもの膝を保護するフットレスト、車を保護するキックマットとカーシート保護マットなど 3 つの機能を組み合わせ、長さや角度の調整はもちろん、さまざまなタイプのカーシートにも付着できるメリットがある。

#### 【矯正インナーウェア（ファン・ミンジ氏）が国会議長賞、パンティライナー（ト・ボベ氏）が国務総理賞を受賞】

国会議長賞は、「矯正インナーウェア」を発明したファン・ミンジ氏が受賞した。ファン氏は特殊素材を使い、筋肉学に基づいた正しい姿勢をつくる機能性インナーを発明した。

国務総理賞は「パンティライナー」を発明したト・ボベ氏が受賞した。ド氏は着用するだけで婦人科の主な疾患を簡単にチェックして病院に行く負担を減らしてくれる製品を開

発した。

ほかにも肌美容や医療の分野などで活用できる「温度検知マルチシート」、関節疾患を患うペットのための「老犬用歩行器」、自動で湿式飼料や自然食を提供する「ペット用自動給餌器」など消費トレンドに応じた発明が好評を受けた。

特許庁長は「当たり前だと思っていた日常生活の中で課題を見つけて解決策を示したのは、小さな動きに見えても実は我々の生活の質を高める、とても意義のあることだ」とし、「生活発明コリアを通じて多くの女性が発明活動に活発に参加できるよう引き続き支援していく」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、カーボンニュートラルの実現に向け韓国化学研究院と意見交換を実施

韓国特許庁 (2024. 12. 2.)

### クリーン水素技術の研究開発の現場から声を聞く

韓国特許庁は12月2日月曜日、カーボンニュートラルの実現に向けたクリーン水素技術の研究開発の現場から意見を聞くために韓国化学研究院（大田市儒城区所在）を訪問すると発表した。

今回の現場訪問は、政府によるカーボンニュートラルの実現やエネルギー新産業の育成に係る国政課題の達成において主なエネルギー源であるクリーン水素分野の最新の研究動向を把握し、特許に関する相談を聞いて改善策を探るために行われた。

韓国化学研究院は、炭化水素、水、アンモニアなどからクリーン水素を生産、貯蔵、輸送する技術をリードする代表的な政府出捐研究機関である。クリーン水素分野のコア技術はカーボンニュートラルを早期に実現するカギとなると期待されている。

今回の懇談会では、クリーン水素の製造分野の最新の技術動向、特許出願の動向などについて共有し、審査実務に関する議論を行う考えだ。また、研究開発の成果を権利化する中で直面する困難や課題について改善策を話し合う計画だ。

特許庁の化学生命審査局長代行は「水素は12大国家戦略技術の一つであり、韓国が世界で技術覇権を制する未来の成長エンジンだと思う」とし、「今回の訪問で集めた現場の声を基に韓国が水素経済時代をリードしていくよう支援を強化していく」と述べた。

## 2－3 韓国特許庁、「2024年WIPOサービス説明会」を開催

韓国特許庁（2024.12.3.）

### 特許・商標の国際出願手続きや紛争解決サービスについて解説

韓国特許庁は12月4日水曜日、エルタワー（ソウル市瑞草区所在）にて輸出企業などを対象に特許・商標の国際出願や知財紛争の解決など世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、以下、WIPO）のサービスについて解説する「2024年WIPOサービス説明会」を開くと発表した。

今回の説明会は、WIPOの特許協力条約（PCT※）、商標の国際登録制度（マドリッド）の出願手続きや仲裁調停センター（AMC※※）による国際知財紛争の仲裁・調停サービスについて紹介し、韓国ユーザーから意見を聞くために開かれた。

※特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）：一つの国際特許出願を行うと複数の加盟国に同時に出願した効果を与える制度

※※WIPO-AMC（Arbitration and Mediation Center）：国際的な知財紛争の解決（訴訟ではなく仲裁、調停などにより紛争を解決する手続き）サービスを提供

説明会ではWIPO本部（スイス・ジュネーブ）から韓国特許庁に派遣（2024年10月14日）され特許庁ソウル事務所でWIPOサービスの諮問を担当しているAndrzej Gadkowski弁護士が国際出願や紛争解決サービスについて紹介する。また、商標の国際出願に係る相談を担当しているイ・ウソク弁理士がマドリッド制度について解説する。参加者は講演者に質問や改善点を提案できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国はPCT出願件数で世界4位、マドリッド制度による出願件数で世界9位であり、WIPOからみて韓国ユーザーは『VIP顧客』である。今回の説明会を機にWIPOサービスに対する国内ユーザーの理解が高まり、集められた意見がサービス改善につながることを期待する」とし、弁理士など代理人をはじめ多くのユーザーに参加を求めた。

今回の説明会は、個人、企業、専門家・代理人など誰でも無料で参加できる。詳細については特許庁産業財産通商協力チーム（電話：042-481-8638）に問い合わせできる。

## 2－4 韓国特許庁特許審判院、審判制度の改善に向け大田(テジョン)地域の弁理士と懇談会を実施

韓国特許庁 (2024. 12. 3.)

ユーザーフレンドリーな審判サービスの提供に向けて現場の声を聞く

韓国特許庁の特許審判院は12月4日水曜日、大田(テジョン)商工会議所(大田市西区)にて審判制度の改善に向け大韓弁理士会の大田地域所属の弁理士と懇談会を開くと発表した。

懇談会には特許審判院長と大韓弁理士会長、大田地域の弁理士など約80名が参加する。特許審判院と大韓弁理士会が以前議論(2024年11月19日)した意見交換および協力強化に関する方策の一つとして、特許審判制度や政策について各地域から声を聞くために開かれた。

今回の懇談会では、ユーザーの観点からみた審判政策のあり方について意見を交わし、最近の審判制度の変化や特許を受ける権利を有しない者による出願(冒認出願)※に係る審判のポイントについて共有する考えだ。

※発明者または考案者ではない者であって、特許(実用新案)を受ける権利を承継した者でもない者による特許(実用新案)出願

特許審判院長は「ユーザー中心の審判制度の改善に向けて現場から意見を集めることが非常に大事だ」とし、「今後もユーザーフレンドリーな審判サービスを提供できるよう大韓弁理士会と引き続き意見交換を重ねていく」と述べた。

## 2－5 韓国国際知識財産研修院、「2025年上半年弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集

韓国特許庁 (2024. 12. 4.)

第61回弁理士試験の最終合格者などを対象に募集開始

韓国特許庁の国際知識財産研修院は12月11日水曜日から17日火曜日まで「2025年上半年弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集すると発表した。

来年の上半年教育は、第61回弁理士試験の最終合格者が主な対象であり、国際知識財産研修院ウェブサイト([ipti.kipo.go.kr](http://ipti.kipo.go.kr))にて申し込みできる。教育は2025年1月13日

月曜日から 2 月 20 日木曜日まで国際知識財産研修院(大田市儒城区所在)にて行われる。

今回の教育は、知財に関する基本知識を身に着けた弁理士試験の合格者などが主な対象であるため、今後の業務に使える実務中心の科目が主となる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知財分野で最高の専門家である弁理士としての能力強化に向け良質の教育が円滑に行われるよう最善を尽くす」と述べた。

上半期実務教育の詳細については、特許庁ウェブサイト ([kipo.go.kr](http://kipo.go.kr)) および国際知識財産研修院ウェブサイト ([ipti.kipo.go.kr](http://ipti.kipo.go.kr)) ※、または、国際知識財産研修院知識財産教育課（電話：042-601-4338）に問い合わせできる。

※特許庁ウェブサイト>お知らせ>お知らせ>告示公告

国際知識財産研修院ウェブサイト>顧客センター>お知らせ

## 2-6 韓国特許庁、職員向け生成型 AI 活用教育を実施

韓国特許庁 (2024. 12. 5.)

### 生成型 AI を活用して特許行政業務の効率化を図る

韓国特許庁は 12 月 5 日木曜日、国際知識財産研修院（大田市儒城区所在）にて特許庁職員を対象に生成型人工知能（AI）の活用教育を行うと発表した。

今回の教育は、最近、生成型 AI 技術が急速に発達したことにより、あらゆる産業で業務効率化の手法として活用されている現状を鑑みて設けられた。

教育は、①生成型 AI 技術の動向と活用実習、②AI を活用した業務ノウハウの共有の 2 つに分けて行われる。

①生成型 AI 技術の行動と活用実習では、忠南（チョンナム）大学のキム・ヨンソン教授が生成型 AI の概念と特徴、AI による公共分野における働き方の変化について講義を行い、ChatGPT など商用プログラムを活用して報告書や報道資料などを作成する実習教育を行う。

②業務ノウハウの共有では、「2024 年特許庁の業務ノウハウおよび政府革新コンテスト」において受賞した職員が「ChatGPT を活用した特許訴訟業務に係るプロセスの改善」および「AI 基盤書類比較ツールの開発」の事例について共有する考えだ。

今回の教育は、多くの職員からの参加を促すために対面とオンライン形式の両方で行われ、事務所や在宅でも受講できる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の教育は生成型 AI が招く社会全般にわたる業務革新を特許行政にも適用するために推進した」とし、「今後も特許庁の職員が新技術に柔軟に応じる職務能力を備えることができるよう教育面で手厚く支援する」と述べた。

## 2-7 韓日中特許庁長官会合で3国が「知財協力10年ビジョン」の履行計画を承認

韓国特許庁 (2024.12.5.)

3 庁、来年から AI 分野の特許審査基準・審査事例について比較研究を実施  
韓中バイ会合で「データ交換 MOU」締結、韓日バイ会合で先端分野の審査協力について  
議論

キム・ワンギ韓国特許庁長官は 12 月 4 日水曜日、中国上海所在の MGM ウエストバンド (West Bund) ホテルにて開かれた第 24 回韓日中特許庁長官会合に参加し、同会合の機会に日本、中国とそれぞれ第 32 回韓日、第 30 回韓中長官会合を実施した。今回の会合で 3 か国の長官は、今年 5 月に 3 カ国サミットにおいて採択された「知的財産協力の 10 年ビジョン」の履行計画を承認し、その実現に向けて緊密な協力を図ることにした。また、韓中バイ会合では特許データの交換の範囲を拡大する内容の「データ交換に関する了解覚書 (MOU)」を締結した。

韓日中 3 カ国は先進五大特許庁 (IP5) の枠組みに参加する知財大国であり、3 か国における特許出願件数は世界全体の約 62% (2022 年) を占めている。3 庁長官会合は 2001 年以降毎年開かれており、商標・意匠の審査、審判など分野別の実務者会合によりさまざまな事業を進めている。また、企業など知財サービスのユーザーと緊密なコミュニケーションを図るために 2013 年から 3 庁長官会合の機にユーザーシンポジウムを開いている。

### 【3 庁長官会合 : AI 審査協力など「知的財産協力の 10 年ビジョン」の履行計画を承認】

今年開かれた第 24 回会合において 3 庁長官は今年 5 月、3 か国首脳が共同宣言の付属文書として採択した「知的財産協力の 10 年ビジョン」の履行のための具体的な協力計画について承認し、その実現に向けて緊密な協力を図ることで合意した。

＜参考：3 か国知的財産協力の 10 年ビジョン＞

1. 人工知能、モノのインターネットなど技術変化を受け入れる知財制度の確立

- 2. 知財情報の公共のアクセシビリティや活用度の向上
- 3. 3カ国による協力の範囲を ASEANなどほかの国・地域（「3か国+X」）にも拡大する取り組み

3 庁長官は、人工知能（AI）分野における各国の審査基準や3カ国への特許出願の審査結果を比較・分析し、それを基に報告書を作成して民間に提供することにした。世界知的所有権機関（WIPO）が2023年度に登録された生成型人工知能分野のパテントファミリー※について発明者の居住地を調べたところ、韓日中3カ国に居住する発明者による特許登録件数が全体の約82%を占めることがわかった※※。これは3か国が人工知能分野で知財を活用した革新的な活動をリードしているためであると思われる。今回始まる人工知能分野の審査協力により出願人は各国の基準に合わせて出願申請書を作成しやすくなるため、登録手続きの円滑化を図り、さらに3庁の審査基準の違いなどの分析により審査制度の国際調和を図ることができると期待される。

※パテントファミリー：同一の特許出願を複数の国へ特許出願した場合、その特許出願のまとまりのこと

※※2024年7月世界知的所有権機関（WIPO）「生成型人工知能に関する特許環境レポート」

また、3庁は特許情報の公共のアクセシビリティを向上させるために、韓日中ユーザーシンポジウムなどさまざまなイベントを開き、特許情報サービスの活用例などを3か国の知財ユーザーに紹介していくことで合意した。また、3か国間の協力の範囲をほかの国・地域にも拡大するために、来年日本で3か国共同のコンファレンスを開催してASEANなど開発途上国を対象に世界知的所有権機関（WIPO）のハーグ協定（意匠の国際出願制度）に関する3か国の経験やノウハウを共有することにした。

#### 【韓中、韓日長官会合：データ交換MOUの締結、先端分野における審査協力について議論】

3 庁長官会合に機会に開かれた韓中バイ会合において両長官は「データ交換に関するMOU」を改正し、特許出願書類に対する審査官の判断根拠となる詳細引用文献データ※（Enriched Citation）を交換リストに追加することで合意した。これにより、さらに綿密な審査により審査の品質を高めるだけではなく、審査結果への対応がより容易になると期待される。

※特許審査官が作成する拒絶理由通知に記載される先行技術文献情報であり、文献番号、文献区分、国コード、関連する根拠となる文章および請求項などが含まれる

また、韓日バイ会合において両長官は先端分野における審査協力の重要性について認識を共有し、今後、人工知能、半導体、二次電池などの分野での審査協力方策について実務者会合を続けていくことで合意した。

#### 【ユーザーシンポジウム：知財データの活用に対する 3 か国の政策を共有】

3 庁長官会合の開催の機会に、第 12 回韓日中ユーザーシンポジウムが 12 月 5 日木曜日午前 9 時、中国上海にある MGM ウエストバンドホテルにて「知財公共サービスにより改善されたビジネス環境を構築」というテーマで開かれた。同シンポジウムで韓国のキム・ワンギ長官は開催挨拶で特許情報の重要性や韓日中の協力の意義について強調し、韓国特許情報活性化政策について紹介した。続いて 3 庁の実務者が知財情報の有効な活用を促すための各国の政策について説明した。同シンポジウムに 100 人以上の官民専門家が参加し、3 庁の発表内容について高い関心を示した。

キム長官は「韓日中における特許出願件数は世界全体の 62% を占めるなど知財分野で 3 カ国の影響力は大変大きく、このような意味から知財分野における 3 カ国間の協力は非常に重要だと思う」とし、「今年 5 月に開かれた韓日中サミットの主要成果の一つとして 3 か国首脳間で締結された「3 か国知財協力の 10 年ビジョン」が今回の会合を機に今後成功的に進められ多くの成果を得られるよう最善を尽くす」と述べた。

#### 2-8 韓国特許庁、「2024IP スタートアップデモデー」を開催

韓国特許庁 (2024. 12. 6.)

強い知財を保有するスタートアップ 6 社に投資誘致の機会を提供

韓国特許庁は 12 月 6 日金曜日、ソウル創業ハーブ（ソウル市麻浦区所在）にて「2024 知的財産（IP）スタートアップデモデー」を開くと発表した。

このイベントは、スタートアップの成長において知財の重要性を認識させ、強い知財を保有するスタートアップを対象に投資誘致の機会を与える目的で開かれる。スタートアップによる投資 PR（IR ピッチング）および優秀企業への授賞、投資の諮問、企業 PR、参加者ネットワーキングなどさまざまなプログラムが行われる。

特許庁は、革新的なアイデアを持つスタートアップが知財を基盤に成長できるよう支援するために、アイデアをビジネス化し、それに関する知財権の確保を支援する「IP ディムドル（飛び石）」事業と、創業 7 年未満の中小企業を対象に知財の全般にわたる相

談を提供する「IP ナレ（翼）」事業を実施している。

今回のイベントに参加する企業は、全国 25 か所の知識財産センターを通じて知財支援を受けたことのある企業であり、そのうち書類選考およびインベスター・リレーションズ（IR）の相談・教育などを行い、（株）FUSIONENC、GFY ヘルス（株）、（株）ピジオ、（株）SHINSUNG ラボ、（株）SN ソリューションズ、（株）ウィンドパエニアルの 6 社が選ばれた。この 6 社には、信用保証基金、技術保証基金、ベンチャーキャピタル（VC）、創業企画者（AC、Accelerator）など投資家に対し自社の企業価値について発表し、投資を誘致できる機会が与えられる。大賞を受賞した企業には特許庁長賞と賞金 200 万ウォン、最優秀賞および優秀賞を受賞する企業には発明振興会長賞と賞金がそれぞれ 100 万ウォン、50 万ウォン授与される。

特許庁の産業財産政策局長は「知財はスタートアップにとって競争力の確保と資金を調達できるカギとなる」と強調し、「特許庁は革新的なアイデアを持つスタートアップを引き継ぎ育て、知財を基に強く成長し続けていけるよう手厚く支援する」と述べた。

#### 2-9 韓国特許庁、特別支援学校教員向け発明教育コースの優秀修了者に表彰状を授与

韓国特許庁（2024. 12. 9.）

障害児童生徒を対象に発明教育の幅を広げる

韓国特許庁は 8 日、「特別支援学校教員向け教科専門能力の強化を図るための発明教育（以下、特別支援学校教員向け発明教育）」コースを修了して教育現場で優秀な発明教育を行った教員に表彰状を授与したと発表した。

#### **【大邱（テグ）達城（タルソン）教育支援庁チョン・ジョン教員、特許庁長賞を受賞】**

最高賞である特許庁長賞は、チョン・ジョン（大邱（テグ）達城（タルソン）教育支援庁）教員が、国際知識財産研修院長はチョン・ヘリ（釜山（プサン）ソンウ学校）教員が受賞した。

受賞者は 2024 年国際知識財産研修院が実施した特別支援学校教員向け発明教育コースを修了した教員（64 名）の中で学習した内容を教育現場に採用して実習した結果について組織内外の審査委員が評価して選ばれた。

#### **【特許庁・国立特殊教育院の連携により特別支援学校教員向け発明教育を実施】**

特許庁と国立特殊教育院の連携により行われている特別支援学校教員向け発明教育は、2020年から毎年2回ずつ実施され、これまで計403名の教員が修了した。

教育現場で教員自ら活用できる学習プログラムを教育し提供することで、教員が障害児童生徒に発明教育を既存の教育コースと連携して採用できる土台を作った。生徒の参加や理解度を高める13の実習型発明教育プログラムを開発し、今年は安全な自動車レーシング(25.5%)、風力自動車カーリング(14.5%)といったプログラムの人気が高かった。

「視覚障害者の発明家による発明の事例」をテーマにした講義では、視覚障害者向けの杖、雨水収集器などさまざまな発明品を特許登録して会社を立ち上げた視覚障害者の発明経験が好評を受けた。

チョン・ジョン教員(特許長賞受賞)は「特別支援学校教員向け発明教育プログラムは実際の教育現場で大変役立ち、今後も生徒のポテンシャルを高めるきっかけになると期待する」と感想を述べた。

キム・ソンミ国立特殊教育院長は「今回の教育が一回性の研修で終わることなく、引き続き支援することで発明教育コースとして定着するよう努力する」と述べた。

特許庁のホ・ジェウ国際知識財産研修院長は「障害児童生徒が発明教育から疎外されるとがないように環境を作ることが大事だ」とし、「今後も特別支援学校の教員を対象に発明教育のスキルを高めるための教育を開発・拡大していく」と述べた。

特別支援学校教員向け発明教育への参加を希望する教員は、国際知識財産研修院ウェブサイト(<https://ipti.kipo.go.kr/>)、または、国立特殊教育院(電話:041-537-1466)にお問い合わせできる。

#### 2-10 韓国特許庁、ECサイトと正しい知財権表示の定着に向けた成果報告会を実施

韓国特許庁(2024.12.10.)

各ECサイトによる知財権虚偽表示への是正手続きや有効な認識向上戦略について共有

韓国特許庁は12月10日火曜日、特許庁ソウル事務所(ソウル市江南区所在)にて正しい知的財産権表示の文化を定着させるために、ECサイト(オープンマーケット)※が参加する成果共有会を開くと発表した。

※参加したECサイト				
 11番街	 ネイバースマートストア	 ロッテON	 オークション	 ウィメフ
 インターパーク	 Gマーケット	 クーパン	 ティモン	 SSG.COM

【各 EC サイトによる知財権の虚偽表示に対する是正手続きおよび有効な認識向上戦略について共有】

今回の成果共有会は、これまで 1 年間にわたる知財権虚偽表示通報センターの運営の成果を共有し、虚偽表示に対する EC サイトによる有効な認識向上戦略について議論し、来年度の協力策について議論するために開かれた。

特許庁は成果共有会で EC サイトが販売者に虚偽表示の事実や正しい表示方法について案内し、即時の是正を促す各社の手続きを共有し、効果的な啓蒙活動に向けた改善策について議論する考えだ。

【特許庁、EC サイトとの連携により正しい知財権表示の文化定着に向けた取り組みを続く】

特許庁は、知財権虚偽表示通報センターを運営して通報された虚偽表示について是正措置を取り、企画調査※により国民の生活や安全に直接関わる品目に対し集中的な取り締まりを行った。参加した EC サイトは社内の知財保護センターと販売者ネットワークを構築し、特許庁が調べた虚偽表示について迅速に是正するよう促した。

※第 1 次清掃用品、第 2 次ペット用品、第 3 次安全・管理用品、第 4 次車用品に係る知財権の虚偽表示について是正措置

各 EC サイトは特許庁が行う正しい知財権表示に関する販売者向け教育(4 回、計 117 名)および従業員向け教育(4 回、計 283 名)の運営に参加した。また、今年新しく導入した「正しい知財権表示自己チェックリスト」および「知財権 QR コード※表示推奨キャンペーン」に関する資料をサイトに投稿し、販売者が知財権情報について自ら点検し、QR コードを併記するよう支援した。積極的な行政活動の一環として行われた「知財権 QR コード表記推奨キャンペーン」は 2024 年大韓民国政府博覧会(2024 年 11 月)で政府革新事例として紹介※※された。

※消費者が EC プラットフォームで製品を購入する際に販売投稿にある「知財権 QR コード

ド」を読み取って特許権の登録状態など知財権情報をチェックできるサービス  
※※展示テーマ：QR コードで便利に、正しい知財権表示文化への道、特許庁と一緒に！

特許庁は各 EC サイトがモニタリングの段階から直接参加する合同企画調査を来年試行的に運営し、虚偽表示が頻繁に発生しうる通販サイトや消費者団体との連携を拡大して知財権表示に対する消費者の認識を高めていく計画だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「EC サイトは虚偽表示の取り締まりにおいて政府と販売者をつなげる重要な役割を果たしてきた」とし、「今回の会議は業界からの声を積極的に聞き、これまでの協力体制をさらに発展されるきっかけになると期待する」と述べた。

虚偽表示の通報は、知財権虚偽表示通報センターウェブサイト (<https://www.ip-navi.or.kr/falsemark>)、または、電話 (1670-1279) にて受け付けている。

## 2-11 韓国特許庁、EV 充電インフラ専門企業を訪問

韓国特許庁 (2024. 12. 11.)

早くて安全な EV 充電に向けたインフラ構築、高品質の特許審査で支える！

韓国特許庁は 12 月 11 日水曜日、EC 充電インフラ専門企業である（株）チェビ（慶尚北道（キョンサンブクド）亀尾（クミ）市所在）を訪問し知財懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、最近の EV 市場のキャズム※と火災問題を克服し EV 普及を拡大するために、韓国国内の EV 充電インフラ産業の現状を把握し、現場の悩みを聞いてユーザーフレンドリーかつ高品質な審査サービスを提供するために行われた。

※キャズム（Chasm）：革新的な傾向のある少数の消費者が支配する先端製品の初期市場において一般人に広く普及される前の導入期に製品への需要が一時的に失速する現状

懇談会で特許庁は主な政策や特許審査の動向について紹介し、（株）チェビは産業現場で感じる知財をめぐる悩みについて伝え、今後の充電インフラ技術開発の方向や知財戦略などについて話し合う考えだ。

特許庁の電気通信審査局長は「EV 市場拡大のためには早くて安全な充電インフラの構築に向けた技術開発および関連知財権の確保がさらに重要になるとみられる」とし、「今後も業界からさまざまな意見を聞くために引き続き意見交換を実施し、EV 充電インフラ技術に係る正確な審査や韓国企業の知財競争力の強化に取り組んでいく」と述べた。

## 2-12 韓国特許庁、「特許路オープンイノベーションカンファレンス 2024」を開催

韓国特許庁 (2024. 12. 12.)

### 知財基盤の革新的な技術に係る事業化に向けた促進戦略について議論

韓国特許庁は12月12日木曜日、ロッテワールドタワーSKY31コンベンション（ソウル市松坡区所在）にて「特許路オープンイノベーションカンファレンス 2024」を開くと発表した。

今回のカンファレンスは、オープンイノベーションにより韓国企業の競争力を確保し、先端技術分野で知財を保有する中小企業を育成するために設けられた。知財の分野別の専門家、スタートアップ代表、投資機関の関係者が参加し、革新的な技術の採用、特許情報の活用などによる知財事業化戦略および優秀な事例について共有する考えだ。

カンファレンスは共有セッションと個別セッションに分けられ、テーマごとに踏み込んだ議論が行われる。共有セッションでは融合技術の専門家であるジョン・ジフン教授とユニコーン企業であるヤノルジャのキム・ジョンユン代表、ハイソウル企業協会会長兼ヒューラムのキム・ジンソク代表が講演する。それぞれ「シリコンバレーのトレンドからみたオープンイノベーション企業の現況と未来」、「AI革新がユニコーン企業を率いる方法」、「知財取引および事業化による創業の成功事例」について話し、オープンイノベーション戦略を共有する。

個別セッションでは、特許路における製品革新、知財スタートアップ、投資誘致説明会（IR）が同時に行われる。特許路における製品革新のセッションでは、弘益（ホンイク）大学のナ・ゴン教授、韓国GPT協会のシン・デウ理事、午後2時ラボのオ・グアンミョン代表がオープンイノベーションを活用した製品の革新的方策について共有する。知財スタートアップのセッションでは、韓国エンジェル投資協会のコ・ヨンハ会長、モメンタムメーカーのチェ・ヘウォン代表、法務法人ミッションのキム・ソンフン弁護士がスタートアップ向け海外進出戦略について講演する。投資誘致説明会（IR）では、6社によるIRプレゼンテーションの結果を基に最優秀賞と優秀賞を授賞する計画だ。

セッション終了後には、スタートアップと投資家間のネットワーキングである「スタートアップコネクションデー（Startup Connect Day）」が行われる。この場では、特許庁による支援施策について企業に紹介し、スタートアップが直接ベンチャーキャピタル（VC）に事業案を提案する機会が与えられる。これにより、企業間のネットワーキングやビジネスチャンスの創出を支援する計画だ。

特許庁の産業財産政策局長は「国内外のグローバル企業は不確実性と激しい変化の時代の中で外部の支援を活用した技術先取りや革新的な製品の開発により市場をリードしている」とし、「特許庁も企業がオープンイノベーションを積極的に促進して知財基盤の事業化を強化していくよう支えていく」と述べた。

カンファレンスの詳細については、公式ウェブサイト※を参考するか、特許庁（電話：042-481-8312）、韓国発明振興会（電話：02-3459-2931）にお問い合わせできる。

※<https://ipoiconf.com>

#### 2-13 韓国特許庁、知財権のリーガルステータスに係る情報 500 万件を公開

韓国特許庁（2024. 12. 12.）

AI 学習用データ 7 種、日本特許公報のハングル版も逐次公開する予定

韓国特許庁は 12 月 12 日木曜日から、韓国国内で保有している特許および実用新案のリーガルステータス約 500 万件を特許情報オープンプラットフォームである特許情報活用サービス※（KIPRIS PLUS※）にて公開すると発表した。

※国内外の知財権データを大量で提供するサービス（plus.kipris.or.kr）

#### 【知財権の出願から消滅まで法的状態を記載した情報約 500 万件を公開】

今回公開されるリーガルステータスは、知財権の出願から消滅までのすべての段階における法的状態を記載した情報である。特許法は 1942 年から現在にいたるまでのデータを世界知的所有権機関（WIPO）の国際標準に合わせて加工して提供する計画だ。

企業および研究機関などは、リーガルステータスに係る情報を活用して特許権の体系的な管理や特許紛争に対する専制的対応などができるため、今回公開されるリーガルステータスが知財競争力の強化に重要な資源になると期待される。

#### 【人工知能学習用データ 7 種、日本特許公報のハングル版についても逐次公開する予定】

特許庁は民間分野における知財活用を促すために、さまざまなデータを公開している。今年は権利変動に係る情報をはじめ 7 種※を公開し、来年は需要の高い人工知能学習用特許データ 7 種と日本特許公報のハングル版 1 種を逐次公開する計画だ。

※標準化した特許公報 DB（4 月）、権利変動情報 DB3 種（5 月）、中国特許のハングル版 DB（9 月）、特許協力条約－韓国型分類コードの連携 DB（10 月）、リーガルステータス

に係る情報の国際標準 DB（12 月）

特許情報活用サービス（KIPRIS PLUS）は、特許庁が運営する大衆向けデータオープンプラットフォームであり、韓国国内外の 13 か国で発行した知財権（特許、実用新案、商標、意匠）公報※と特許行政情報など計 126 種のデータをファイル、または、公開 API（Open API※※）の形で公開している。

※知的財産権公報：知的財産権の技術内容について公示する官報

※※Open API（Open Application Programming Interface）：標準化して蓄積したデータを誰でもリアルタイムで呼び出し、さまざまな情報サービスに活用できるオープンインターフェース

特許庁の産業財産情報局長は「今後も民間分野のニーズに合わせた情報を持続的に提供することで、知財情報が積極的に活用できるよう最善を尽くす」とし、「AI 技術を活用してオープンデータの種類を拡大し、データの品質の改善にも取り組んでいく」と述べた。

#### 2-14 韓国国際知識財産研修院、「第 4 回知財学士取得の体験手記コンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁（2024. 12. 13.）

「仕事と勉強を両立させて学位を取得」…優秀な事例への授賞および受賞者と事業関係者との意見交換を実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 12 月 13 日金曜日、韓国発明振興会（ソウル市江南区所在）アイデアホールにて「第 4 回知的財産学士取得の体験手記コンテスト」の授賞式を開くと発表した。

今回の授賞式では、特許庁が運営する知的財産学単位取得制※の学位取得者および履修生を対象に「知的財産学の課程修了による成長経験」をテーマに行われた体験手記コンテストの応募作のうち、優秀作 6 点が選ばれた。

※知的財産に係る法・訴訟、知的財産の創出・管理戦略など専門知識を学習するオンライン学位課程

受賞者には、大賞（特許庁長賞）にキム・ソヌン陸軍中領（進）、最優秀賞（国際知識財産研修院長賞）にホンクロバー法律事務所のホン・ナミ代表弁護士、優秀賞（国家平生教育振興院長賞）に（株）クムガンバイオのソン・サンヒョン次長、（株）セブンアンドカンパニーのソ・ビヨンハ代理、奨励賞（韓国発明振興会長賞）に忠北（チュンブク）大学

法学専門大学院のキム・イェジン学生、慶尚（キョンサン）大学のキム・アルム学生が選ばれた。

大賞を受賞したキム・ソヌン陸軍中領（進）は「仕事と勉強を両立することが大変だったが、学位取得後、部隊でも知財の重要性を改めて感じており、自分が書いた手記が多くの軍人が知財にさらに关心を持つきっかけになってほしい」と感想を述べた。

授賞式の終了後には、受賞者 6 名と国際知識財産研修院長をはじめ多くの事業関係者が懇談会を実施し、今後の知財学単位取得制の発展に向けた意見交換を行う考えだ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の受賞者をはじめ知財学単位取得制の受講者が歩んでいる学びの道こそが韓国における知財学教育の発展歴史になっていると思う」とし、「受賞者にはお祝いの心をお伝えし、これからも知財学単位取得制を引き続き発展させて多くの方々からの关心に応え、学位取得者がプライドを持てるような中身にするよう努力する」と述べた。

知財学単位取得制は、高等学校卒業以上または同等な学歴を有する韓国国民であれば、無料で受講できるコースであり、学位授与の要件を満たした場合、教育部長官が発行する「知的財産学士」学位を取得できる。受講申し込みや学位取得の詳細については、知財学単位取得制ウェブサイト ([cb.ipacademy.net](http://cb.ipacademy.net))、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2765）にお問い合わせできる。

#### 2-15 韓国特許庁、地域経済の活性化に向け蔚山（ウルサン）の中小企業・個人事業者を訪問

韓国特許庁（2024. 12. 13.）

##### 地域経済の活性化に向け現場訪問を実施

韓国のキム・ワング特許庁長は 12 月 13 日金曜日、個人事業者や中小企業から直接意見を聞き、それに応じた支援策を講じるために蔚山（ウルサン）太和（テファ）伝統市場などを訪問した。今回の現場訪問は、特許庁が行う「伝統市場向け共同商標の開発支援事業※」の優秀な事例であるテファ伝統市場（蔚山（ウルサン）市中区）と特許庁の地域知識財産センターから事業の支援を受けた蔚山（ウルサン）地域所在の中小企業を対象に行われた。

※伝統市場・路地商圈の特性を表した共同商標やキャラクターなどを開発して商標、意匠登録出願を支援する事業

【「伝統市場向け共同商標の開発支援」の優秀な事例、「テファ伝統市場」を訪問し意見交換を実施】

キム府長は、テファ伝統市場を訪問し事業者と懇談会を開き、伝統市場向け共同商標の開発支援事業の成果を共有した。テファ伝統市場は、2022年特許庁が行った伝統市場向け共同商標の開発支援事業により、竹、クジラ、太和（テファ）江（川の波）、太陽をイメージした共同商標と、太和（テファ）江国家庭園をイメージする竹、カラス、シラサギのキャラクターを制作し、それらの商標権と意匠権を取得した。登録した商標と意匠はMZ世代（韓国の若者世代）向けマーケティングに活用して若い顧客層を増やす効果を得た。

共同商標	キャラクター
<p>&lt;支援前&gt;</p>  <p>太和（テファ）市場</p>	<p>&lt;支援後&gt;</p>  <p>&lt;テファビヨル&gt; &lt;カミ&gt; &lt;ペクミ&gt;</p> 

懇談会には、クォン・ヨンオ商人会長、蔚山商工会議所のソ・ジョンウク常勤副会長をはじめ約10名が参加した。クォン商人会長は「最近景気が冷え込み、売上高が下がっている。このような中で特許庁長の訪問は大変役に立つ」とし、「今後も政府からの支援により市場が活発になることを期待する」と述べた。

【蔚山（ウルサン）地域所在「中小企業向けIP即時支援」事業の支援成果について共有】

キム府長は、韓国東西発展（蔚山市中区）にて同地域所在の中小企業の代表約50名と懇談会を開いた。懇談会には、キム府長をはじめ、蔚山商工会議所のイ・ウンチョル会長、韓国発明振興会のキム・シヒョン常勤副会長が参加して中小企業から知財をめぐる悩みや相談を聞き解決策について話し合った。

懇談会で特許庁は、今年行った同地域所在の中小企業向け「知的財産（IP）即時支援事業」の支援成果を共有した。蔚山知識財産センターでは、知財に関する困難を抱えている中小企業25社の知財状況を診断し、特許・意匠のマップ、デザイン・ブランドの開発、海外出願などを支援した結果、企業の売上高が支援前より33.5%増え、46件の雇用が生まれるなどの成果※を上げた。

※2024年度蔚山「中小企業向けIP即時支援」の参加企業の売上高総額：2023年723億ウ

オン→2024年965億ウォン

雇用創出：2023年245名→2024年291名

懇談会で同地域所在の中小企業関係者は、企業の安定的な成長を図るために知財が必要だという点に共感し、中小企業向け支援の拡大を求めた。

キム府長は「地域経済を中心となるのは中小企業と個人事業者があり、知財は市場で競争力を高め持続可能な成長を図るカギとなる」とし、「特許府長は中小企業と個人事業者の成功や成長を図るために知財権確保に向けた手厚い支援に取り組む」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、「海外知財権紛争対応の支援事業」の優秀事例セミナーを開催

韓国特許庁 (2024.12.10.)

2024年度の事業成果と次年度の方向性について紹介、紛争対応の優秀な事例について共有

#### ＜海外知財紛争への対応戦略支援事業の優秀事例＞

##### 【特許の事例】

(紛争状況) 韓国企業A社のペプチド医薬品を中国会社がオンライン上で無断販売し、A社は特許権侵害と売上高の損失が懸念される状況に陥った

(対応戦略) A社は対応戦略支援事業を通じて侵害行為に係る証拠収集や特許侵害への深層分析を行い、中国代理人を通して侵害行為に係る警告状を発送した

(支援の成果) 警告状の送付後、中国会社は侵害事実を認め、関連資料の削除およびすべての在庫に対し廃棄措置を取り、紛争を早期解決した

##### 【商標・意匠の事例】

(紛争状況) アパレルメーカーB社は同業の2社と連携して中国で衣類を販売していたが、模倣品が大量に流通され被害を受けていた

(対応戦略) B社は同業の2社と共同で対応戦略支援事業を申請し、現地で侵害の実態について調べて証拠を集め、有効な法的対応策を探った

(支援の成果) 中国現地の検査機関と連携して取締り、模倣品約3万点を押収、模倣品流通業者と共に5名を逮捕した→この成果により、韓国ブランドのイメージ回復と信用向上に向けた土台を作った

韓国特許庁は12月12日木曜日、SCコンベンションアライスホール（ソウル市江南区所在）にて「海外知的財産権紛争対応の支援戦略に関する優秀事例のセミナー」を開くと発表した。

セミナーは、海外進出（予定）企業の関係者および知財専門機関の担当者などを対象に海外知財権紛争の危機を成功的に乗り越えた企業の事例を共有することで、企業における知財紛争への対応力を強化し、安定的な海外市場の開拓を支援するために設けられた。

特許庁はセミナーで、海外知財権（特許・商標）紛争対応への支援事業に関して2024年の事業成果と次年度の方向性について紹介し、知財権紛争対応の優秀な事例を共有する考えだ。

また、海外知財権紛争に関する相談を行うために会場内に相談ブースを設ける。海外市場に進出しているか進出を計画中である企業の関係者は、弁理士など知財分野の専門家と自由に相談し関連支援事業について説明を聞くことができる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回のセミナーが海外に進出している韓国企業が知財紛争への対応力を強化するきっかけになってほしい」とし、「競争の激しい海外市場でさまざまな類型の知財紛争に直面する韓国企業が危機を有効に乗り越え、海外市場の環境変化に柔軟に対応できるよう政府レベルでの支援を強化していく」と述べた。

参加を希望する企業は12月11日水曜日までオンライン※で申し込みできる。詳細については特許庁（電話：042-481-5925）、韓国知識財産保護院（電話：02-2183-5881）にお問い合わせできる。

※<https://forms.gle/yNzX4Lov3S9Gv2c36>

### デザイン（意匠）、商標動向

4-1 海外販売業者による模倣品流通への取締強化に向けた「商標法改正案」が国会で成立

韓国特許庁（2024.12.3.）

商標権者と購入者への被害を防止、安全かつ公正な市場環境づくりに期待

韓国企業の商標権を侵害する世界の模倣品規模は約 11 兆ウォン、売上高の損失は約 7 兆ウォン（2021 年時点）－経済協力開発機構（OECD）、不法貿易と韓国経済のレポート（2024）

韓国特許庁は、海外販売評者が韓国国内に持ち込む模倣品への取り締まりを強化するための「商標法の一部改正案」が 12 月 3 日火曜日、国務会議で議決されたと発表した。

ここ 5 年間、消費者が海外から直接商品を購入する「海外個人輸入（海外直接購入）」が急増※したことによって韓国に流入される模倣品の数が増えている。また、世界的に韓国のコンテンツや製品への人気が高まっている影響から海外で製造された韓国ブランドの模倣品が韓国内に流入されるケースも増えており、韓国企業への被害が大きくなっている。

※海外個人輸入の現況（千件）：（2020 年）63,575→（2022 年）96,120→（2024 年 9 月）133,643（関税庁、2024 年 11 月 7 日）

※※模倣品の流入（万件）：（2019 年）3.1→（2022 年）4.5（2021 年・2023 年、関税庁の知的財産権侵害取締りに関する年間統計報告書）

今回の商標法改正は、このような市場の変化を反映して消費者の個人輸入により海外から流入される模倣品に有効に対応するために進められた。

商標法上「商標の使用」の下位の行為類型として第 2 条第 1 項第 11 号ハ目「外国において商品又は商品の包装に商標を表示した物について運送業者等他人を介して国内に供給する行為」を追加した。商標権侵害の前提となる「商標の使用」に供給行為を追加することで、海外から国内に配送される模倣品について商標法上の商標権侵害物品として取り扱うようにしている。

これまで海外から流入された模倣品の一部では重金属など有害物質が適正の基準値以上に検出されたため※、今回の商標法改正案は国民の健康や安全の確保にも寄与すると思われる。

※激安アクセサリー（イアリング、指輪など）404 点のうち 96 点（24%）から韓国国内の安全基準値を超えるカドミウム、鉛など発がん物質が検出（関税庁、2024 年 4 月）

今回の商標法改正案は大統領による裁可後、国会に提出され審議・議決手続きが行われる予定である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「最近海外から流入される模倣品により韓国商標への信用や消費者の安全が脅かされている」とし、「今回の改正が国内の商標権者の権利を有効に保護し、健全な消費環境を定着させることにつながると期待する」と述べた。

#### 4－2 韓国特許庁、中国上海進出の韓国企業と商標権保護に向けて意見交換を実施

韓国特許庁（2024.12.4.）

中国輸出市場の開拓、知財で支える！

韓国特許庁は12月3日火曜日、中国上海MGMウェストバンドホテルにて現地に進出している韓国企業と懇談会を開き、商標権侵害の被害を受けている韓国企業の知財保護の強化に向けた意見を集めた。

中国は韓国にとって最大貿易相手国※として約2万8,000社の韓国企業が進出しており、韓国出願人による海外への出願では商標出願件数は1位、特許出願件数は2位を占めている※※主な輸出市場である。特許庁は中国内に海外知識財産センター※※※2か所（北京・広州）を設置し、現地に進出している韓国企業向け知財権保護の支援事業を行っている。

※2023年韓国の対外輸出額（億ドル）：中国1248、米国1157、EU682、ベトナム535

※※2022年韓国出願人による外国への商標出願（件数）：中国14873、米国5661、日本3555、EU2175

2022年韓国出願人による外国への特許出願（件数）：米国41485、中国18262、EU10381、日本7149

※※※海外知識財産センター（IPセンター）の設置地域（10か所）：米国（LA・ワシントン）、中国（北京・広州）、ドイツ（フランクフルト）、日本（東京）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）、メキシコ（メキシコシティ）

今回の懇談会は、韓国にとって最大輸出市場である中国現地で活発に輸出事業を展開している韓国企業と知財法律の専門家からの意見や相談を聞き、韓国企業の知財保護を強化する方策を探るために行われた。

懇談会に参加した企業※は、中国における韓国商標の盗用および類似商標による被害の増加、中国商標法改正による商標登録制度の変更への対応、中国における知財権紛争の解決に向けた両国政府間の緊密な協力体制の構築など、意見や建議事項を伝え、企業が抱えている困難を乗り越えられるよう政府からの積極的な支援を求めた。

※農心（ノンシム）、サムスンエンジニアリング、三養（サミヤン）、アモーレパシフィ

ック、イーランド、Q ライト、CJ、LG 生活健康、SPC

特許庁は、中国における知財権紛争の事例、知財管理システムや中国における最近の知財制度の変更点について解説し、韓国企業の悩みや意見については海外知識財産センターを中心に解消・支援できるよう方策を議論した。

中国現地の知財法律専門家は、韓国企業の商標が盗用されて模倣品が製造・販売されたり、EC サイトで韓国企業の商標や意匠、購入サイトの画像まで盗用され消費者を騙したりするケースが相次いでいると指摘した。また、このような状況に対応するためには、海外進出前に当該国で商標・意匠・特許など知財権を確保することが重要だと強調した。

特許庁長は「最近、中国におけるビジネス環境が保護貿易主義や技術派遺争いの激化により急変しているため、韓国企業が海外進出する際には知財権の保護や紛争への対応策がさらに求められている」とし、「中国に進出している韓国企業が競争の激しい海外市場で成長し続けていくには、海外知識財産センターの役割を強化し、知財紛争に巻き込まれるといった心配なく安定的に輸出事業を展開できるよう関連支援策を強化していく」と述べた。

### その他一般

5－1 500 万番目の PCT 国際出願の公開特許公報は「サムスン電子」のスマホカメラの  
画質改善関連技術

韓国特許庁 (2024. 12. 2.)

韓国は加盟国全体で出願件数 4 位、サムスン電子は出願人全体で 2 位…特許大国を証明する事例

韓国特許庁は 2 日、世界知的所有権機関（以下、WIPO）が PCT（特許協力条約）※に基づく国際特許出願の 500 万番目の国際公開公報※※にサムスン電子による出願（PCT/KR2024/095488）を公開※※※したと発表した。

※Patent Cooperation Treaty の略語で、1970 年に締結され 1978 年に発効した国際特許条約

※※PCT 制度を運営する WIPO は、国際出願された技術の公開により企業などの重複投資を防ぐために、通常、出願後 18 か月以内に国際公開公報により発明を公開

※※※1978 年 PCT 発効後、2004 年 100 万件、2011 年 200 万件、2017 年 300 万件、2020 年 400 万件に達し、その後 4 年で累積 500 万件の出願について公開公報を発行

## 【サムスン電子「画像の処理装置及び処理方法」…国際公開公報 500 万号】

サムスン電子が国際出願した発明である「画像を処理する装置及び画像の処理方法」は、スマートフォンのカメラで撮影する際に歪みなく鮮明に写真が撮れる技術で、ブレを補正する際に焦点が合わなくなる問題を改善する方法に関する内容である。サムスン電子は世界で国際出願件数 2 位（2023 年時点）を誇る世界的な企業であり、サムスン電子をはじめ、多くの韓国企業が積み重ねてきた技術開発や革新に向けた取り組みの成果である。

現在 158 か国が加盟している特許協力条約（PCT）は、一つの国際特許出願を行うことで複数の加盟国で同時に出願した効果を与える制度であり、出願人が特許登録を希望する国で国内審査の手続きに入る前に特許性について判断を受けることができるため、コスト削減や手続きの簡素化を図ることができる。このようなメリットから世界の特許出願の約 6 割り（残りは個別国に直接出願）は特許協力条約（PCT）制度を使って出願されている。

## 【韓国、PCT による出願件数が世界 4 位…サムスン電子 2 位、LG 電子 6 位】

韓国は 1984 年に特許協力条約（PCT）に加盟以降 40 年間国際出願件数が増加し 2020 年以降から出願件数で世界 4 位※を占めている。とりわけ、2023 年時点、国際出願件数上位 10 位の出願人にサムスン電子（2 位、3,924 件）と LG 電子（6 位、1,887 件）がランクインし、出願件数の多い世界の大学の順位においてもソウル大学（7 位）と高麗大学（11 位）が目立つ。

※2023 年時点、中国（69,610 件）、米国（55,678 件）、日本（48,879 件）、韓国（22,288 件）、ドイツ（16,916 件）

韓国は特許協力条約（PCT）制度の分野で存在感を高めてきたが、1997 年には韓国特許庁の審査能力が認められ国際調査機関（ISA）※に指定され、2005 年には韓国特許文献が PCT の最小限資料（国際調査機関による国際調査時に先行技術調査のために行う最小限の文献範囲）に含まれた。また、2007 年には世界知的所有権機関（WIPO）の総会で韓国語が国際公開言語※※に採択され、韓国出願人が韓国語で国際出願願書を作成できるようになった。

※International Searching Authority：国際出願された発明に関する先行技術を調査して特許性を検討する機関（特許庁）

※※国際公開公報に使われる言語で、過去には英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラブ語など 8 つの言語のみ可能であった（韓国は英語、日本語）

WIPO のダレン・タン事務局長は、国際公開公報の 500 万番目の主人公となったのが韓国企業であることに注目し「韓国は PCT 制度を活用してイノベーション、テクノロジー、クリエイティビティによる経済変化を見せた国である」とし、「知財基盤のイノベーションが人類の発展を率いるエンジンになることを韓国が示している」と強調した。

韓国のキム・ワング特許庁長は「韓国企業が国際公開公報 500 万号の主人公になったことは、量だけではなく質においても韓国特許の優秀さを誇ることだと思う」とし、「特許庁は韓国企業が多く活用している PCT 制度の課題を解決できるよう、WIPO における制度改善の議論に積極的に参加し、PCT 制度を利用している中小企業・スタートアップを対象に海外市場への進出を支援することで、韓国経済の持続的な成長を支えていく」と述べた。

## 5-2 世界的に IoT 関連標準必須特許の出願件数が急増…韓国がトップ

韓国特許庁 (2024. 12. 2.)

サムスン電子、LG 電子による特許出願件数が 2, 4 位と上位にランクイン

#2022 年時点、全世界で約 170 億台に至るモノのインターネット（IoT）デバイスが使われていると推算され、2025 年には 220 億台に達すると見込まれる※。市場規模額では 5, 548 億ドルに達する。この背景から IoT の実現に欠かせない移動通信標準化プロジェクト（3GPP）基盤の IoT 標準必須特許への関心が高まっている。

※IoT の技術開発および産業分野別の導入現状と国別・企業別の対応戦略、IRSGlobal、2023

### 【3GPP 基盤の IoT 標準必須特許の出願件数、10 年間約 5 倍増】

韓国特許庁はこの 10 年間（2012 年～2021 年）、主要国特許庁（IP5：韓国、米国、日本、中国、欧州）に出願された移動通信標準化プロジェクト（以下、3GPP※）基盤の IoT 標準必須特許について分析した結果を発表した。特許庁によると、移動通信標準化プロジェクト（3GPP）基盤の IoT 標準必須特許における出願件数は 2012 年 2, 401 件から 2021 年 12, 110 件と約 5 倍以上増えていることがわかった。

※3GPP（3rd Generation Partnership Project）：移動通信標準化プロジェクトで、3GPP 基盤の特許は 3GPP が制定した標準を基に出願された特許のことをいう

### 【国別の出願動向：韓国の出願件数伸び率がトップ（25%）】

全体の 71,265 件のうち韓国籍による出願件数は 19.1%（13,615 件）と 3 位である。1 位と 2 位は中国（33.1%、23,601 件）と米国（25.9%、18,482 件）であり、日本は韓国に次ぐ 4 位（9.5%、6,790 件）である。韓国の出願件数伸び率は 25% と主要国の中で最も高く日本との格差はさらに広がるとみられる。

### 【主要出願人：サムスン電子、LG 電子が 2、4 位で上位にランクイン…1 位はクアルコム】

出願件数が多い順でみると、サムスン電子（6,181 件、16.3%）、LG 電子（5,219 件、13.7%）がそれぞれ 2 位と 4 位で上位にランクインした。1 位はクアルコム（8,094 件、21.3%）、3 位はファーウェイ（5,935 件、15.6%）、5 位はエリクソン（3,164 件、8.3%）となっている。サムスン電子と LG 電子の 2 社で世界の IoT 標準必須特許の出願の 30% を占めており、韓国が同分野で強みを見せている。

### 【類型別の出願動向：狭帯域 IoT 分野の出願件数トップ】

技術別でみると、低電力技術である「狭帯域モノのインターネット（NB-IoT）※」分野の出願が 45,552 件（63.9%）と最も多かった。中継器なしで機械同士が直接通信できる「サイドリンク（Sidelink※※）」分野の出願が 15,189 件（21.3%）と 2 番目に多くなっている。これは速い応答時間が重要な自動車の IoT 技術への研究開発が活発に行われてきたためだと思われる。人を介さない機器間の通信技術である「機械通信（MTC※※※）」分野の出願は 10,524 件（14.8%）である。

※狭帯域 IoT（Narrow Band IoT）：IoT 技術で欠かせない低電力・遠距離の無線通信（LPWA:Low Power Wide Area）を可能にする代表的な IoT 技術

※※サイドリンク（Sidelink）：機器間の直接通信を可能にする技術で、基地局を介さずに機器同士でデータを直接送受信する通信技術

※※※機械通信（Machine Type Communication）：人を介さずに機械間で通信する IoT 技術で、少量のデータで通信することが特徴

特許庁のモノのインターネット審査課長は「どこでも IoT サービスを利用するためには移動通信技術が欠かせないため、移動通信技術基盤の標準必須特許が IoT 産業において競争力を高めるカギとなると思う」とし、「特許庁は世界の IoT 標準必須特許の動向を把握して各企業が同分野で優位に立つよう、参考になる統計資料などを適時に提供していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。  
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。  
[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)  
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。  
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。  
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム